## 第23号議案

豊川市個人情報保護条例の一部改正について

豊川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年2月23日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊川市個人情報保護条例(平成16年豊川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第34条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規 定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第35条第1項第1号中「同法」を「番号法」に、「第28条」を「第29 条」に改める。

附則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

-----

## 理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録の取扱い等について所要の措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。